

1 地域福祉の推進目標

“おたがいさま”でみんながつながり、 “地域の福祉”を高めよう！

地域福祉は、地域で生活していく上で、誰にでも起こり得る“困りごと”を、それぞれが「できること・したいこと」で解決し合う取組です。

市民や団体が、また、事業者、市・関係機関等も“おたがいさま”の気持ちでつながり、力を合わせて、“高い目標を目指す福祉のまちづくり”を進めます。

2 取組の柱

《地域福祉の推進目標》の実現を図るため、市、関係機関等が法律、制度等に基づき行う「公的なサービス」と、市民、団体等が主体的に取り組む「地域福祉活動」とが効果的につながるよう、地域で安心して暮らせる仕組みや基盤づくりを一体的に進めます。

そのため、前計画の成果と課題を踏まえ、更に発展させた10本の《取組の柱》を設定し、相互に関連付けながら推進します。

※ 以下、項目の順序は取組の優先度を示すものではありません。

① 生活の“困りごと”に対応する

地域福祉の最大の目的は、誰もが地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう、日常生活、介護、子育て等における様々な“困りごと”に対応することです。

少子高齢化の進行、家族機能の変化等による福祉ニーズの多様化・複雑化、制度の狭間等に対応するため、公と民の力を効果的に連携させ各取組を推進します。

また、様々な問題の重複、社会からの孤立等により、生活に困窮するリスクが高い人が増えている中、市民一人一人のニーズへの対応や“困りごと”が起こりにくい地域づくりに取り組むとともに、地域で安心して暮らせる“住まい”を確保できるよう、整備や支援を進めます。

② ニーズに気付き、支援につなぐ

日常生活の“困りごと”を予防し、また、起きてしまった場合に的確に対応するため、自分自身や周りの人が“困りごと”に気付き、適切な対応や支援につなぐ取組を推進します。

そのために、“困りごと”に気付いたときや将来に不安を感じたとき、気軽に相談できる窓口や、地域等での相談活動の充実を始め、相談すれば適切な機関や支援につながる相談窓口、活動等のネットワークの充実を図ります。

また、既存のサービス、活動では解決困難な“困りごと”に、複数の機関等が協働して対応するため、分野を超えて話し合い、新たな資源、制度等を創出する仕組みを構築します。

③ 地域福祉を知る、学ぶ

一人一人が地域福祉の“受け手”・“担い手”として関われるよう、本市での取組等の情報を積極的に発信します。

また、必要な情報が、必要な人に、必要なときに伝わるよう、様々な方法で伝達するとともに、自ら情報を受け取る意識を高めます。

そのほか、地域福祉の理解を一層深め、“受け手”・“担い手”としての実践（困ったときには適切に支援を受け、一人一人ができることで担い手ともなる）に結びつけるため、学校、地域、会社等の様々な場で、地域の福祉ニーズや活動に即した実践的な福祉学習を推進します。

④ 健康と生きがいを高める

一人一人がライフステージに応じた心と身体の健康づくり、介護予防の取組等を主体的に進めるよう、地域や仲間呼び掛け取り組むとともに、保健・医療の関係機関等が連携し、より一層効果的に推進します。

健康で生きがいのある生活を送る上で、地域及び社会とつながりを持ち、生き生きと暮らすことができるよう、一人一人が生活の目標を描き実践する意識を高めます。

そのほか、各々のニーズに応じた社会参加を進めるため、支援する取組や環境づくりを推進します。

⑤ 地域福祉の担い手を充実する

地域福祉の担い手を充実するため、様々な世代の人が「できること・したいこと」で担い手として参加できる呼び掛けや機会づくりを積極的に行うとともに、市民、団体、事業者等の連携強化に向け、担い手のネットワークの充実を図ります。

また、福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するため、人と関わり、生活を支

える仕事の魅力を伝える取組を充実し、福祉に関する仕事の担い手の確保に向けた取組を推進します。

⑥ 地域福祉活動を支える

市民、団体、事業者等の地域福祉活動を支援し、活動への参加意識が取組として効果的に展開・継続されるよう、拠点、財源、情報、専門的助言等の支援を充実します。

また、「活動を支援することも大切な参加形態の一つだ」ということへの理解を広げ、クラウドファンディング(※)等による“寄附文化”の醸成を促進します。

※ インターネット経由で、事業・プロジェクトの目的、計画、目標金額等をインターネット上で提示し、不特定多数の人に寄附を呼び掛け、必要額が集まった時点で事業・プロジェクトを実施することです。

⑦ 一人一人の権利を守る

認知症がある高齢者、障害者など、判断能力が十分ではない人が地域で自立した生活を送れるよう、寄り添い支援する取組を充実します。

また、高齢者、障害者、児童等への虐待、ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力)等の権利侵害や差別的な事象を無くすための取組を推進します。

あわせて、担い手の意識やスキルも一層高め、支援を受ける人の立場でサービスや活動の質を高める取組を推進します。

⑧ 地域のつながりを広げる

ライフスタイルの変化等により、地域のつながりが変化中、地域福祉を推進する基盤づくりとして、生活や日常的な活動の場となる地域(一人一人の暮らしの場面に応じたそれぞれのエリア)での、多様な人や組織のつながりづくりを推進します。

⑨ 快適で安全なまちをつくる

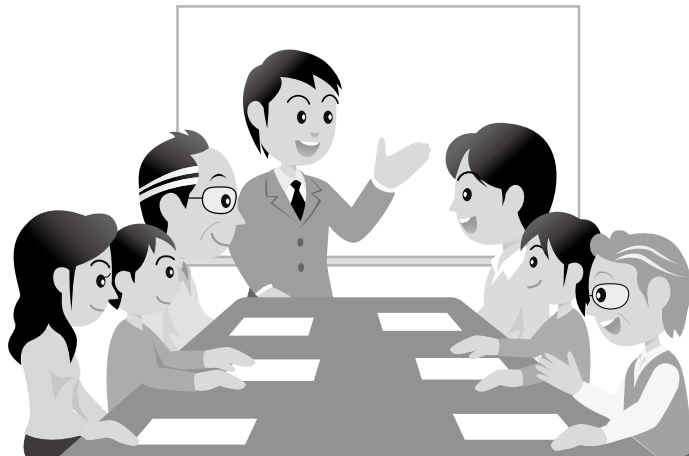
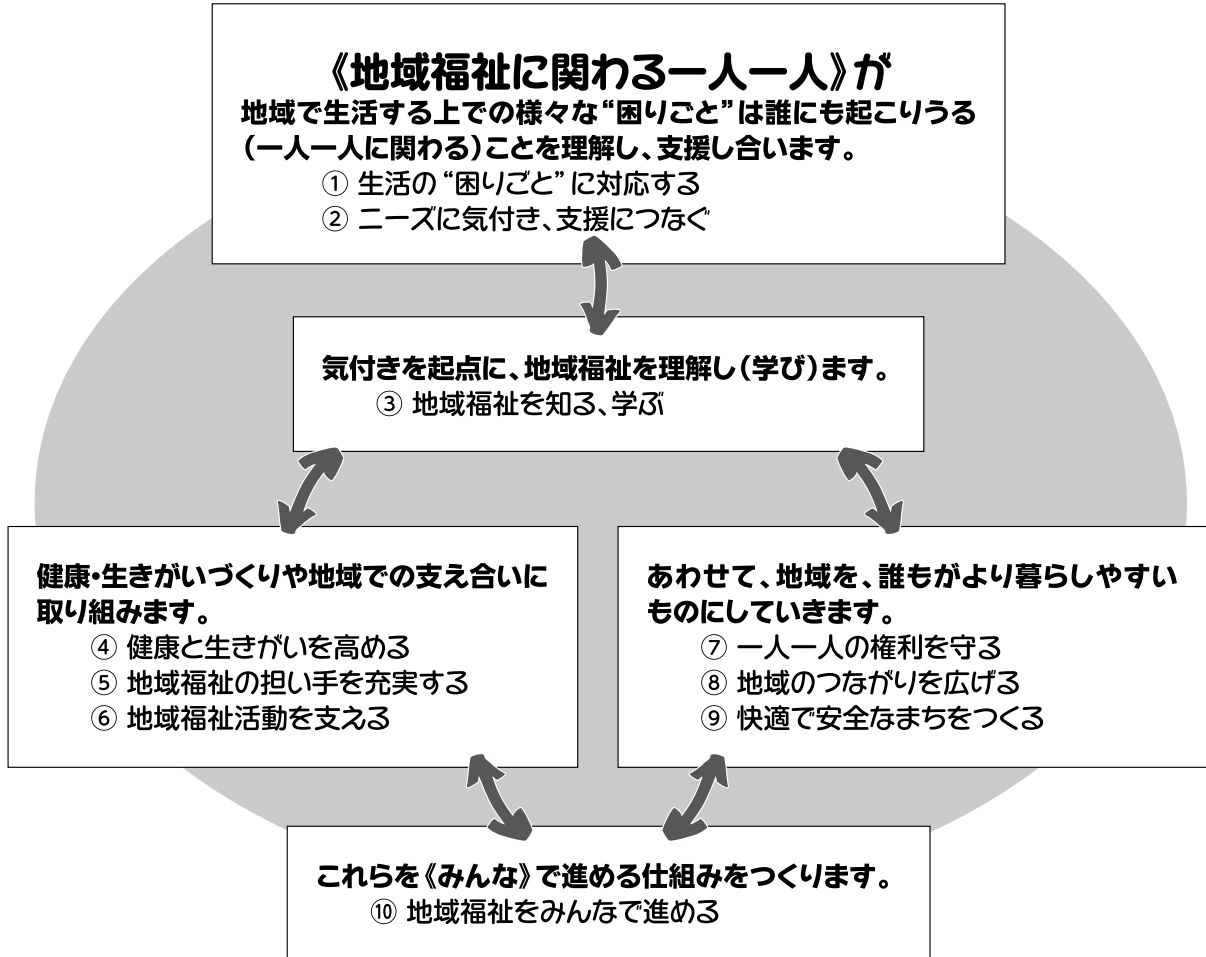
誰もが快適に日常生活や社会参加ができるユニバーサルデザイン(誰もが利用できる設計)のまちづくりを進めるため、都市施設の整備、情報伝達、移動支援等の取組を充実するとともに、一人一人がお互いに思いやる気持ちやマナーを高めます。

また、弱い立場に置かれがちな人にも配慮した、災害時、緊急時等での備えや対応、犯罪及び事故が起こりにくいまちづくりを、市民の意識を一層高めながら推進します。

⑩ 地域福祉をみんなで進める

地域の様々な力をいかし、①から⑨までの取組を一層効果的に推進するため、公民分野の枠を超え、本市の地域福祉に関わる多様な人や組織が集まって話し合い、分担・協働して取組を進めていく場や仕組みの充実を図ります。

取組の柱の流れ



3 役割分担と協働の考え方

地域の多様な人や組織が、各々の得意なことをいかして、“おたがいさま”で役割分担し、協働して地域福祉を推進します。

① 市民一人一人

地域福祉は、「より良い暮らしを送っていく上で一人一人に関わること」ということを理解し、自分や家族が健康で生きがいをもって暮らせるよう心掛け主体的に実践します。また、地域や地域で暮らす人に関心をもち、共に暮らす仲間としてお互いに存在を認め、尊重し合うよう努めます。

より一層暮らしやすい地域にするため、小さなことでも一人一人が「できること」、地域及び仲間同士での活動、仕事等を通じ、“おたがいさま”の気持ちで各種活動に取り組みます。

② 地域福祉の基盤となる活動（地域型の活動）を行う団体

《自治会（婦人会、子ども会、老人会等）、地域協働協議会、民生委員・児童委員（校区委員会）、校区福祉委員会等》

自治会、婦人会、子ども会、老人会等の身近な地域組織は、「身近な地域でのつながりづくり」を進めるため、多くの人の参加を呼び掛けます。また、最も身近な地域福祉の担い手として、お互いに気に掛け合い、困ったときは支え合える活動を進めます。

民生委員・児童委員は、生活の様々な“困りごと”の相談に対し、必要に応じて専門機関につなげるなど、地域とのつながりづくりを進める援助等を行います。

校区福祉委員会は、地域協働協議会と連携するとともに、市民やテーマ型の活動を行う団体等ともネットワークを広げ、自治会等だけでは対応が難しい課題に応じた活動を進めます。

地域協働協議会は、様々な団体等の参加と協働により、地域の実情に応じた活動を効果的に進めます。

③ テーマに焦点を当てた活動（テーマ型の活動）を行う団体

《ボランティアグループ、NPO、当事者団体等》

新たな担い手を増やすため、呼び掛けを行いながら、地域福祉の課題解決、生活の“困りごと”を支援し合う活動、それらの事業化・制度化に向けた取組を進めます。

また、地域福祉の推進に取り組む団体、事業者、関係機関等との連携を強化

することで、それぞれの活動をより一層充実するとともに、得意とする支援で協働し、本市の地域福祉を推進します。

④ 福祉サービスを提供する事業者

《社会福祉法人、介護保険や障害福祉のサービスを提供する事業者等》

福祉サービスを利用する人が地域とつながりをもち安心して暮らすことができるよう、地域福祉の視点に立ち、様々な福祉ニーズに的確に応えるサービスの提供に取り組みます。

また、社会福祉法人による「地域貢献委員会」の取組等も通じ、地域で生活している人を広く支援するとともに、市民、団体、事業者等の地域福祉活動との連携や、福祉のプロとしての専門性、人材、拠点等をいかした活動を推進します。

⑤ 日常生活に関わるサービスを提供する事業者

《ライフラインの検針、新聞・郵便の配達、宅配、医療などの日常生活に関わるサービスを提供する事業者等》

市民の日常生活に関わりの深い事業者は、事業を通じて、声掛け、異常を感じた時の通報、支援ニーズの把握、地域の担い手としての活動支援を行うなど、事業者の特性をいかした取組を進めます。

⑥ 社会福祉協議会

地域福祉を推進する関係機関と連携し、専門性やコーディネーターとしての役割を發揮することで各取組を充実するとともに、お互いに協力して効果的な取組が展開できるよう、先導、支援します。

そのため、地域福祉に関わる人、「公」と「民」の団体、機関等が幅広く参加できる「地域福祉のプラットフォーム」（協議と連携の場）としての役割を一層強化します。

また、地域に根ざした支援を進める上での“つなぎ役”を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を始め、地域福祉の視点に立った相談支援や、地域と連携して生活を支援する事業を、先駆的に推進します。

⑦ 市や地域福祉に関わる公的な機関

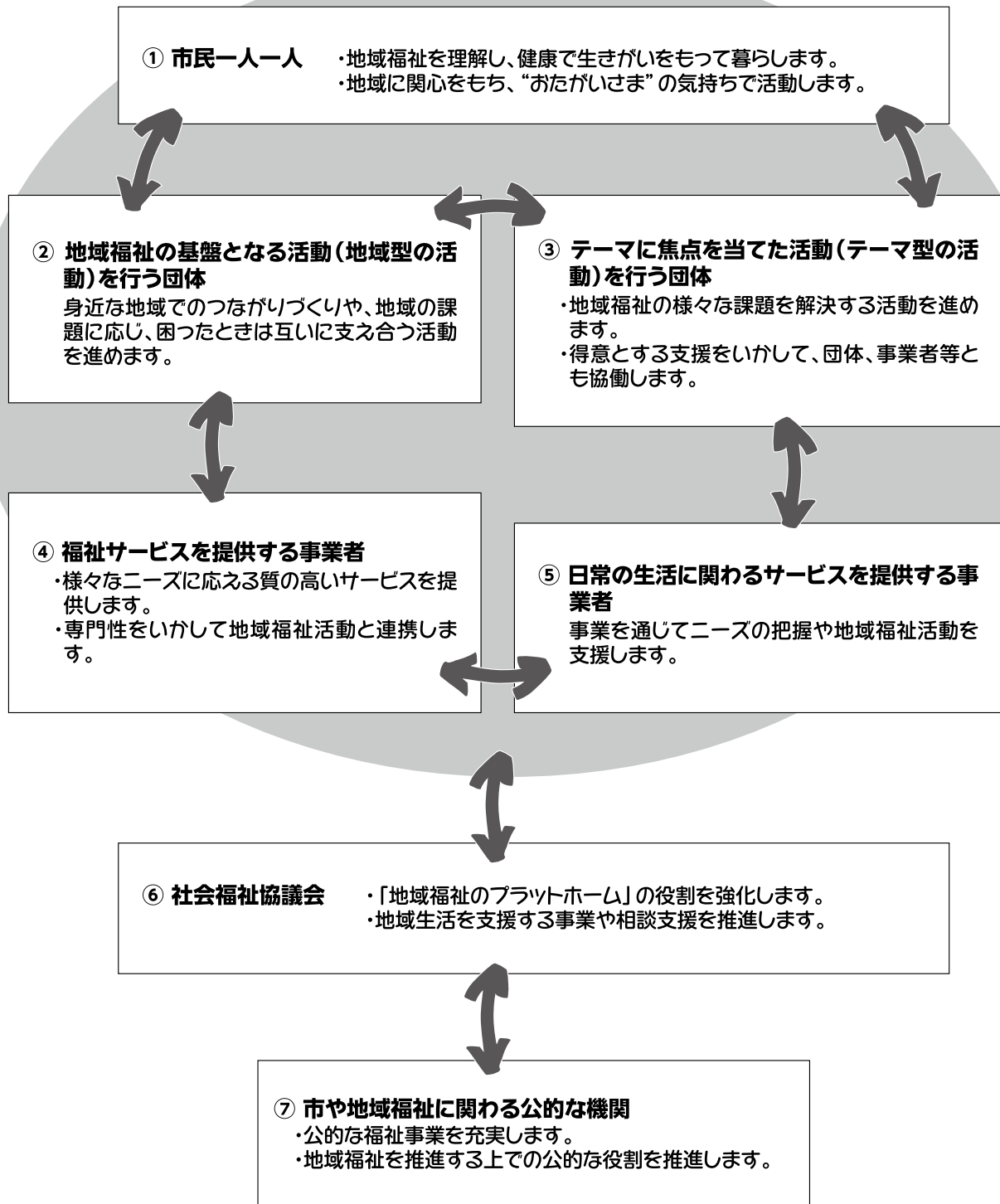
地域福祉の土台である公的な福祉事業を充実するため、制度の枠を超え様々な福祉ニーズに対応できる枠組みを再構築します。

民間だけでは取り組めない課題について、市民、団体、事業者等と協働する

とともに、行政の総合力をいかすなど、公的な役割を発揮し取り組みます。

地域福祉に多くの市民、団体、事業者等が参加し、協働して進めていくための仕組み、環境整備等の条件整備を推進します。

各主体の役割分担と協働



4 エリアごとの取組と連携の考え方

地域福祉の取組については、生活や活動・事業に応じたエリアにおいて、重層的に補って効果的に推進します。

① 自治会のエリア

【身近なつながりや日常的な支え合いのエリア】

自治会は、暮らしの土台である“住まい”の環境をより良いものとするため、住民が協力する、地域福祉の原点となる組織です。

班単位等の身近な交流も進めながら、日常的なつながりの中で生活の様々な課題に気付き、協力して支援の仕組みにつなぐなど、顔が見え、声を掛け合える関係を大切にしたい取組を進めます。

② 小学校区（校区福祉委員会・地域協働協議会）のエリア

【様々なニーズに対応する地域福祉活動のエリア】

小学校区は、自分のまちとしての意識の面、歩いて移動できる圏域として、生活とのつながりが深いエリアです。

各小学校区では、校区福祉委員会が地域福祉活動の中心的な役割を担い、自治会エリアでは対応困難な課題に対する取組を進めています。

「地域の福祉力」を一層高めるため、校区福祉委員会と地域協働協議会が連携して、市民、団体、事業者等の活動への参加の呼び掛けを行い、地域課題に対応する活動を進めます。

③ コミュニティセンターエリア（2中学校区）

【地域に根ざした福祉サービスの提供、地域福祉活動との連携のエリア】

本市では、ふれあいのある豊かな地域社会づくりを目指す地域コミュニティ活動の拠点として、2中学校区（4小学校区）ごとにコミュニティセンターエリアを設置しておりますが、介護保険制度や子育て支援の面では、コミュニティセンターエリアを圏域としつつ、中学校区ごとに設置している、地域包括支援センターや地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）により、高齢者、子育てをしている人等への取組を推進しています。

こうした取組の成果を一層いかすため、地様々な団体、事業者等が連携して、圏域での福祉課題への対応を進めます。

④ 寝屋川市全域

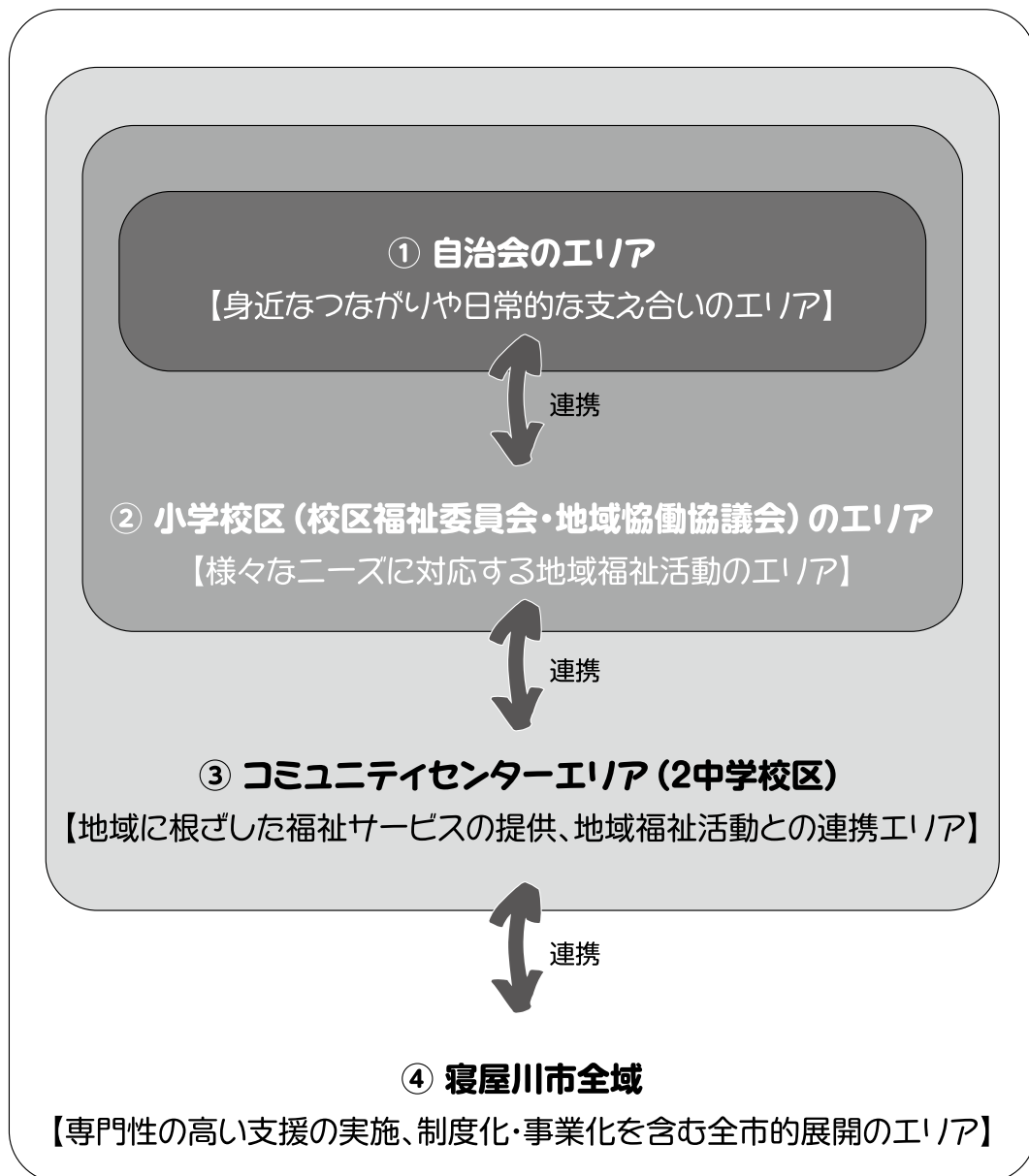
【専門性の高い支援の実施、制度化・事業化を含む全市的展開のエリア】

専門的な支援を必要とするニーズへの対応は、市、専門機関、専門的な活動を行うボランティアグループ、NPO等により市全体で進めます。

地域の取組等を通じて明らかになった全市的に取り組むべき課題については、公的な位置付けで取り組むための制度化、制度に基づく事業化等を行い、全市的に検討・展開します。

本市だけでは対応が困難な課題については、周辺自治体、大阪府等と連携し、広域的に取り組めます。

エリアごとの取組と連携



計画の体系

《地域福祉の推進目標》
“おたがいさま”でみんながつながり、“地域の福祉”を高めよう!

実現のための

- 《役割分担と協働の考え方》
- ① 市民一人一人
 - ② 地域型活動団体
 - ③ テーマ型活動団体
 - ④ 福祉サービス事業者
 - ⑤ 日常生活サービス事業者
 - ⑥ 社会福祉協議会
 - ⑦ 市・関係機関

各々の得意なことをいかして

- 《取組の柱》
- ① 生活の“困りごと”に対応する
 - ② ニーズに気づき、支援につなぐ
 - ③ 地域福祉を知る、学ぶ
 - ④ 健康と生きがいを高める
 - ⑤ 地域福祉の担い手を充実する
 - ⑥ 地域福祉活動を支える
 - ⑦ 一人一人の権利を守る
 - ⑧ 地域のつながりを広げる
 - ⑨ 快適で安全なまちをつくる
 - ⑩ 地域福祉をみんなで進める

【柱】に沿って体系的に進める

- 《エリアごとの取組と連携の考え方》
- ① 自治会のエリア
 - ② 小学校区のエリア
 - ③ コミュニティセンターエリア(2中学校区)
 - ④ 寝屋川市全域

生活や活動・事業に応じたエリアで

《活動や事業》	【取組の柱①】	(1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実 (2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実 (3) 住まいの支援の充実
	【取組の柱②】	(4) ニーズの把握 (5) 相談窓口とネットワークの充実 (6) 問題を解決する仕組みの充実
	【取組の柱③】	(7) 情報伝達の充実 (8) 学習と話し合いの推進
	【取組の柱④】	(9) 健康づくりと介護予防の推進 (10) 生きがいづくりの推進
	【取組の柱⑤】	(11) 地域福祉活動の担い手の充実 (12) 福祉サービス等の従事者の確保
	【取組の柱⑥】	(13) 地域福祉活動への支援の推進
	【取組の柱⑦】	(14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進 (15) サービスや活動の質の向上
	【取組の柱⑧】	(16) 地域のつながりづくりの推進
	【取組の柱⑨】	(17) ユニバーサルデザインのまちづくり (18) 安全なまちづくり
	【取組の柱⑩】	(19) 協働で進める仕組みの充実 (20) 計画を推進する仕組みの充実

効果的に推進する上で

《先導的に取り組む事項》

第4章 取組の方向

《取組の柱》に沿って体系的な取組を協働で進めるため、20項目の《活動や事業》について「取組を進める上で共有する視点」を定めました。

市は、「市が取り組む方向」に基づき、次章で示す《先導的に取り組む事項》を始めとした事業を、分野別の計画、各部署の事業等と連動させて推進します。

それぞれが“できること・したいこと”を考え、協力して活動や事業を推進します。

【取組の方向として示したこと】

【取組を進める上で共有する視点】

各々の《活動や事業》を効果的に役割分担するとともに、協働して取組を進める上での「共有する視点」を定めました。

また、この視点に基づき、取組についての振り返り（評価）を行うとともに、成果と課題を踏まえ、更にステップアップを図ります。

【市が取り組む方向】

市が、市民、団体、事業者等と協働して事業を行っていく上での、基本的な方向を定めました。

各項目に関係する部局では、年度ごとに計画を立て事業を行うとともに、分野別の計画等にも反映させて、地域福祉の視点での体系的な施策を推進します。

【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”】

「市が取り組む方向」も参考にし、それぞれの立場で“できること・したいこと”について「活動・事業を実施していくためのマイプラン」(※)をつくり、お互いに協力しながら取り組んでいきましょう。

※ 計画の概要版などを通じて、以下のような事項のプランの作成を呼び掛けます。

- ・取り組みたい項目
- ・あなたやあなたが所属している団体でできること・したいこと
- ・活動・事業を進める上で、市民、団体、事業者等や市と協力したいこと
- ・活動・事業を進める上で、団体、事業者等や市に支援してほしいこと

【取組の体系】

《取組の柱》	《活動や事業》
1 生活の“困りごと”に対応する	(1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実 (2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実 (3) 住まいの支援の充実
2 ニーズに気づき、支援につなぐ	(4) ニーズの把握 (5) 相談窓口とネットワークの充実 (6) 問題を解決する仕組みの充実
3 地域福祉を知る、学ぶ	(7) 情報伝達の充実 (8) 学習と話合いの推進
4 健康と生きがいを高める	(9) 健康づくりと介護予防の推進 (10) 生きがいづくりの推進
5 地域福祉の担い手を充実する	(11) 地域福祉活動の担い手の充実 (12) 福祉サービス等の従事者の確保
6 地域福祉活動を支える	(13) 地域福祉活動への支援の推進
7 一人一人の権利を守る	(14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進 (15) サービスや活動の質の向上
8 地域のつながりを広げる	(16) 地域のつながりづくりの推進
9 快適で安全なまちをつくる	(17) ユニバーサルデザインのまちづくり (18) 安全なまちづくり
10 地域福祉をみんなで進める	(19) 協働で進める仕組みの充実 (20) 計画を推進する仕組みの充実

《活動や事業》ごとの〔取組を進める上で共有する視点〕及び〔市が取り組む方向〕

取組の柱	活動や事業	取組を進める上で共有する視点
1 生活の“困りごと”に対応する	(1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実	* 新たな課題、制度の狭間などを含めた様々なニーズに対応する活動を推進します。 * 各々の強みをいかして協働し、効果的に支援します。
	(2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実	* 一人一人の状況に応じた生活困窮からの自立に向けた包括的な支援を推進します。 * 誰もが社会から孤立しないよう支援します。
	(3) 住まいの支援の充実	* ニーズに応じた暮らしの場の確保を支援します。
2 ニーズに気づき、支援につなぐ	(4) ニーズの把握	* 自分や周りの人のニーズへの気づきを推進します。
	(5) 相談窓口とネットワークの充実	* 身近で気軽に相談できる場を増やします。 * 適切な窓口や機関につながる仕組みを充実します。
	(6) 問題を解決する仕組みの充実	* 様々な主体が協働して効果的に解決する仕組みを充実します。
3 地域福祉を知る、学ぶ	(7) 情報伝達の充実	* 地域福祉に関する情報を、様々な方法で発信します。 * 情報を必要な人に的確に伝えます。
	(8) 学習と話合いの推進	* 様々な場での学習や話合いを推進します。
4 健康と生きがいを高める	(9) 健康づくりと介護予防の推進	* 主体的な健康づくりや介護予防を推進・支援します。
	(10) 生きがいづくりの推進	* つながりや役割のある暮らしを推進・支援します。
5 地域福祉の担い手を充実する	(11) 地域福祉活動の担い手の充実	* ニーズに応じて参加できる活動をつくります。 * 活動への参加を支援します。 * 担い手が連携し活動を充実します。
	(12) 福祉サービス等の従事者の確保	* 福祉の仕事への理解を推進します。 * 就業環境を充実します。
6 地域福祉活動を支える	(13) 地域福祉活動への支援の推進	* 多様な活動の立ち上げや継続を支援します。

市が取り組む方向	あなたやあなたが所属している団体が “できること・したいこと”は
<ul style="list-style-type: none"> 分野別計画等に基づき、ニーズに応じたサービスの確保を推進します。 狭間の無い体系的な支援のために、サービスの開発や再構築に取り組みます。 市民、団体、事業者等の取組を支援し、連携を強化します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援を充実します。 生活保護の適正な給付と自立支援を推進します。 様々なニーズに応じた就労支援を推進します。 ひきこもりの防止や社会参加の支援を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活を支援する住宅や居住型の施設の確保と、入居への支援を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 予防や気付きのための情報発信を充実します。 見守りや声掛けを通じたニーズの把握を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> “困りごと”の相談が的確に（ワンストップ的に）つながる仕組みを充実します。 地域に密着した相談支援を充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 問題解決に協働で取り組み、新たな制度や資源につなぐ仕組みを充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 様々なメディアや場を活用し、情報を発信します。 必要な人に情報を伝える取組を充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 学校、地域、職場等の様々な場での、実践的な福祉学習や話し合いを推進・支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 心と身体の健康づくりや介護予防の取組への支援を充実します。 地域に密着した保健・医療体制づくりを推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 主体的に取り組む意識づくりを支援します。 様々なニーズに応じた社会参加を支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 市民の様々なニーズに応じた活動づくりを推進・支援します。 参加の呼び掛けやきっかけづくりを充実します。 担い手のネットワークづくりを推進・支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の確保に向けた取組を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 活動の基盤や条件（拠点、財源、情報など）づくりを推進・支援します。 活動に対する専門的な支援を充実します。 	

取組の柱	活動や事業	取組を進める上で共有する視点
7 一人一人の権利を守る	(14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 差別の解消や権利擁護への理解を広げます。 * 虐待や権利侵害の予防、発見、解消に取り組みます。 * 判断能力が十分ではない人の自立した生活を支援します。
	(15) サービスや活動の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> * “自分らしい暮らし”を支えるため、支援の質を高めます。
8 地域のつながりを広げる	(16) 地域のつながりづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> * 地域での人や組織のつながりを強化します。 * 支援が必要な人と地域とのつながりを強化します。
9 快適で安全なまちをつくる	(17) ユニバーサルデザインのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 誰もが快適に暮らせるまちづくりを推進します。 * 移動の支援を充実します。
	(18) 安全なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 防災の取組や災害時・緊急時の支援体制を充実します。 * 犯罪、事故などを防止し、安全なまちづくりを推進します。
10 地域福祉をみんなで進める	(19) 協働で進める仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> * 地域福祉について話し合い、協働を進める場を充実します。
	(20) 計画を推進する仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> * 役割分担と協働をPDCIサイクルにより推進します。

市が取り組む方向	あなたやあなたが所属している団体が “できること・したいこと”は
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な差別や偏見を無くすための啓発、権利を守るための取組を推進します。 ・虐待等の防止と解決に向けた取組を充実します。 ・後見的な支援の体制を充実します。 ・権利擁護を進める仕組みを充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス・活動の質や担い手の力を高める支援を充実します。 ・サービス評価や苦情解決の取組を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・つながりづくりのための取組や場づくりを推進・支援します。 ・支援が必要な人と地域とのつながりづくりを推進・支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設や建築物のバリアフリー化を推進します。 ・情報のバリアフリー化を推進します。 ・市民の理解やマナーを高める取組を推進します。 ・公共交通や移動を支援するサービスを充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時や緊急時の支援体制を充実します。 ・ニーズに応じた避難対策を推進します。 ・犯罪や事故から弱者を守る取組を充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域、テーマなどに応じた様々な話合いの場づくりを推進・支援します。 ・社会福祉協議会の“地域福祉のプラットフォーム”としての機能の充実を支援します。 ・市域を越えた広域的な取組を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉計画推進委員会」を中心とした、多様な参加により計画を推進します。 ・「(仮称)福祉のまちづくりひろば」及び「(仮称)地域福祉推進会議」を設置し、計画に基づく施策・事業を効果的に推進します。 	

